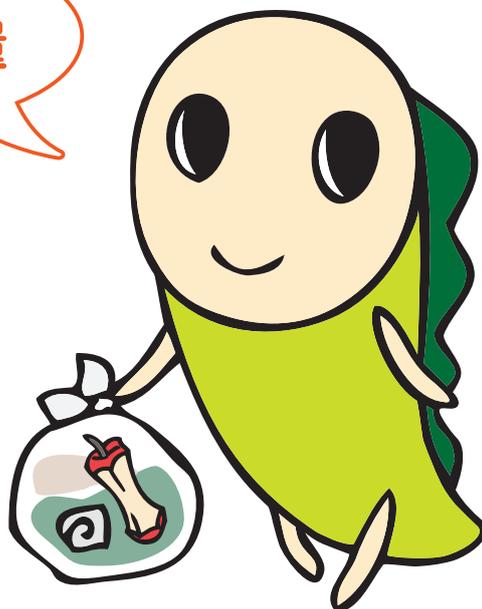
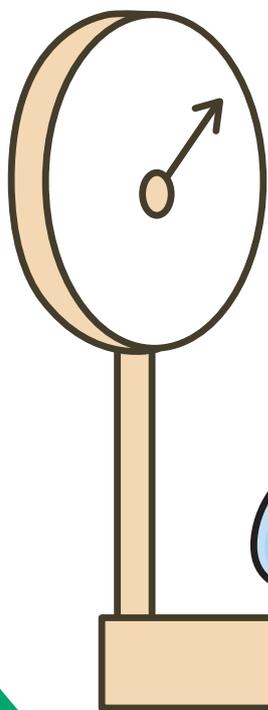


# 杉並区の清掃事業

目指せ!  
ごみ減量



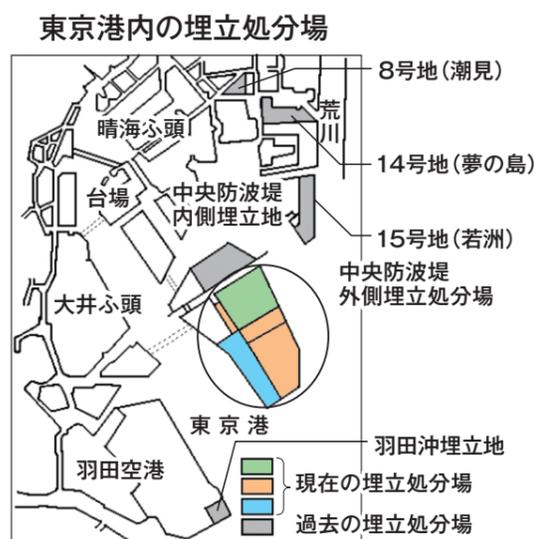
支えあい共につくる  
安全で活力ある  
みどりの住宅都市  
杉並

# はじめに

家庭から排出されるごみは、清掃工場等に運搬され、焼却処理をした後、焼却灰は東京港の最終処分場に埋め立てています。現在使用している埋立処分場は、東京港に設置することができる最後の埋立処分場であり、あと約50年ほどで満杯になると言われています。埋め立てるごみの量を減らし、最終処分場の延命を図る必要があります。

また、資源の過剰消費やごみの排出によって生じる環境負荷は、現在の私たちの経済活動や生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、将来世代にも負の遺産を残すこととなります。私たちの社会を持続可能なものとしていくためには、資源を有効活用し、ごみをできるだけ少なくする、循環型社会を実現していくことが必要です。

将来のために、一人ひとりができることから、ごみの減量に取り組んでみませんか。

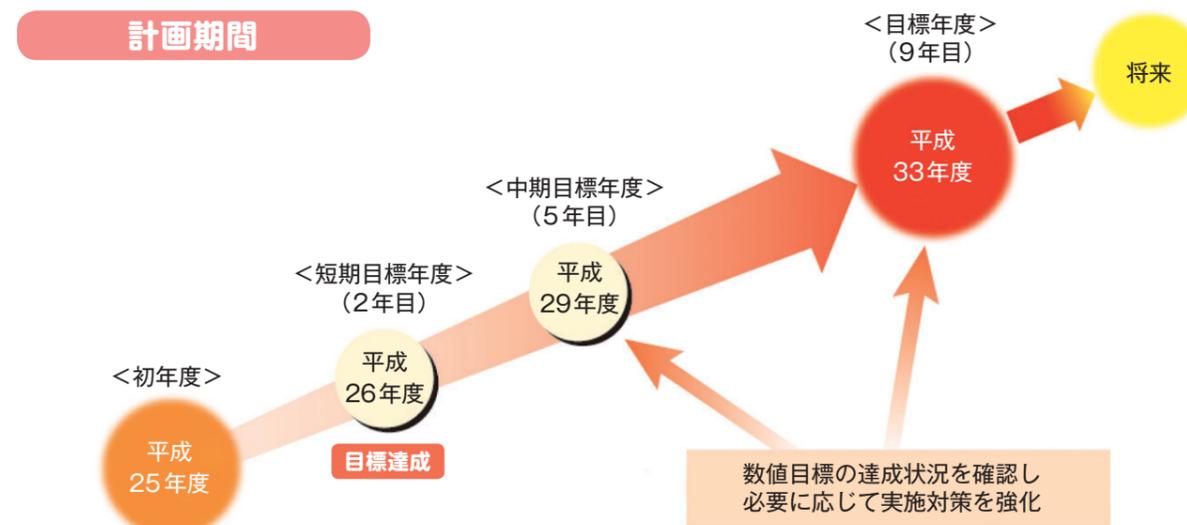


## 目次

- 1 杉並区一般廃棄物処理基本計画..... 1
- 2 目指しています ごみの減量!..... 2 - 3
- 3 区の取り組み..... 4 - 9
- 4 ごみと資源の流れ..... 10 - 11
- 5 ごみ・資源の量..... 12 - 13
- 6 ごみ・資源の処理にかかる経費..... 14
- 7 杉並区の清掃事業の歴史..... 15
- 8 杉並清掃工場..... 16 - 17

# 1 杉並区一般廃棄物処理基本計画

現在の計画は、平成24年に策定した「杉並区基本構想（10年ビジョン）」で掲げた「みどり豊かな環境にやさしいまち」と「杉並区総合計画（10年プラン）」で掲げた「ごみの減量と資源化の推進」を具体的に実現するため、平成25年7月に策定したものです。平成29年度末、計画の改定を予定しています。



## 現計画目標

「区民が主体となりごみの減量化に向けて着実に取り組んでいける地域社会の実現」

この目標を達成するための取り組みの方向性は以下のとおりです。

- (1) 更なるごみの減量
- (2) 水銀含有物や小型電子機器等の資源化の促進
- (3) 区民・事業者・NPO・区等との協働
- (4) 区民一人ひとりの意識向上のための普及啓発と教育の充実
- (5) 継続的な計画の進行管理

## 計画指標

	平成22年度 (基準年度)	平成26年度 (短期目標年度)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (中期目標年度)	平成33年度 (最終目標年度)
<b>〈指標1〉</b>					
区収集ごみ量 (g/人日)	548	510	474	490	460
平成22年度比 (g/人日)	-	△38	△74	△58	△88
平成22年度比	-	△6.9%	△13.5%	△10.6%	△16.0%
<b>〈指標2〉</b>					
資源回収率 (%)	26.6	28.0	28.1	30.0	33.0
平成22年度比	-	105.3%	105.6%	112.8%	124.1%

〈指標1〉 区収集ごみ量 = (区が収集している年間の可燃ごみ量 + 不燃ごみ量 + 粗大ごみ量) ÷ 人口 ÷ 365日

〈指標2〉 資源回収率 = 資源回収量 ÷ (区収集ごみ量 + 資源回収量)

# 2 目指しています ごみの減量!

## ごみ減量大作戦!! 身近なところからはじめよう!!

### ごみ減量のポイント① 一番大切なのは、リデュース (REDUCE)

#### 生ごみ・食品ロスの削減で、ごみ全体の減量に!

杉並区の家庭からでるごみのうち、**約40%が生ごみ**です。加えて、**約3.7%が未利用食品 (食品ロス)**です。(平成27年度「家庭ごみ排出状況調査」より)

現在、過剰除去・食べ残しが大きな問題となっています。生ごみや食品ロスは、ちょっとした工夫やアイデアで簡単に減量できます。身近なことからごみの減量をはじめませんか。



### 《その1》 生ごみはギュッとひとしぼり

#### 生ごみの水分が減れば、ごみの減量にもつながります



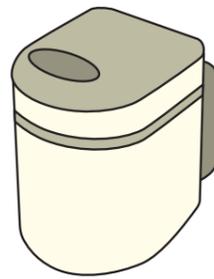
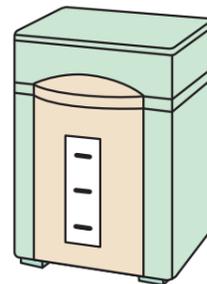
調理をする際に、生ごみを最初から濡らさないようにするのも、ごみの減量に効果的です。生ごみを水切りすることで、悪臭の防止にもなります!

### 《その2》 生ごみ処理機で生ごみ減量!

#### ●家庭用生ごみ処理機の購入費補助

生ごみ処理機とは、生ごみを温風乾燥や微生物分解などで減量させる機械です。

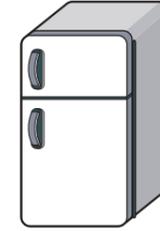
区は購入経費の一部を補助しています。電気などの動力を利用する機械式と手動式の生ごみ処理機が、補助対象となります(ディスプレイ式のもの対象から除きます)。



### 《その3》 もったいない 食品ロスを減らしましょう

#### 冷蔵庫のチェック!

買い物に行く前は冷蔵庫の在庫チェックを行いましょう。  
冷蔵庫の中を整理しておく、買いすぎ、使い忘れの食品などが減らせます。



#### 無駄にしないひと工夫!

使いかけの野菜や、残り物はリメイクしましょう。  
一度に使いきれないものは、下味をつけたり、小分けにして冷凍保存すれば、無駄なく使えます。

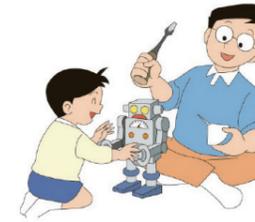
#### 消費期限と賞味期限の違いを知る!

**【消費期限とは】**  
品質の劣化が早い食品に表示されている「**食べても安全な期限**」のこと。

**【賞味期限とは】**  
長期保存ができる食品に表示されている「**おいしく食べられる期限**」のこと。  
(いずれも開封前の期限)

### ごみ減量のポイント② 次にリユース (REUSE)

壊れてしまったものは修理したり、使わなくなったものは人に譲ったりしましょう。  
捨てる前に「まだ何か使える方法はないかな?」と考えてみましょう。



リターナブルびんや、詰め替えのできる商品を選びましょう。



### ごみ減量のポイント③ 最後がリサイクル (RECYCLE)

#### 混ぜたらごみ・分ければ資源

可燃ごみ、不燃ごみには、資源(びん・かん・プラスチック製容器包装・ペットボトル・雑がみ等)がたくさん混ざっています。



#### や はサッとすすいで資源に



#### 雑がみ (紙箱・包装紙等) も資源に分別

紙ごみの中には資源になるものがまだまだたくさん含まれています。紙以外の部分はできるだけ取り外し、古紙の日に出しましょう。



# 3 区の取り組み

## 環境学習を推進しています！

### ●環境学習等への職員派遣

ごみの減量やリサイクルの必要性について理解を深めてもらうことを目的に、小・中学校、保育園等の環境学習に職員を派遣しています。環境学習のご要望がございましたら、管轄の清掃事務所までご連絡ください。



▲ごみ収集体験の様子



▲紙芝居の様子



▲ペットボトルの分別体験の様子

環境学習では、ごみを積み込み、そのごみの様子が観察できる清掃車「ごみぱっくん号」で収集体験したり、ごみと資源の分別を学んだり、子どもたちに興味を持ってもらえる内容となっています。

また、職員が保育園児向けにストーリーを考え、日々練習を重ね、手作りした紙芝居を披露しています。杉並区のアニメキャラクターを登場させ、保育園児でも楽しく学ぶことができるような取り組み等、職員が様々な趣向を凝らした環境学習を続けています。

また、インターカルト日本語学校に所属している講師による、「わかりやすい日本語コミュニケーション講座」を職員が受講し、外国人とのコミュニケーションのスキルアップに日々取り組んでいます。

## スマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し<sup>マスター</sup>達人」を配信

スマートフォン用アプリケーション「なみすけのごみ出し<sup>マスター</sup>達人」を配信しています。ごみ・資源の分け方・出し方などを調べることができるアプリです。

平成 28 年 11 月からは、外国語（英語、中国語〔簡体〕、韓国・朝鮮語）の対応を始めました。

### 「なみすけのごみ出し<sup>マスター</sup>達人」



無料配信中！  
ダウンロードはこちらから



▲ Android 版



▲ ios 版

### 【機能例】

- ・区からのお知らせ配信
- ・ごみ出し日を知らせるアラーム機能
- ・ごみ分別辞典
- ・ごみの日カレンダー
- ・環境学習機能
- ・粗大ごみ受付システムへのリンク など

## 家庭ごみの排出の適正化・ふれあい事業

### ●ふれあい指導

集積所に排出されたごみを調査し、分別等が徹底されていない排出者に対して、個別に指導・助言を行っています。

また、排出者が特定できない場合は、必要に応じて排出物の袋等を開け、中身を調査することもあります。



▲分別の調査中

### ●ふれあい収集

ごみを集積所に出すことが困難な高齢者や障害のある方の方のみ世帯には、職員が戸別に玄関先まで訪問して、可燃ごみ、不燃ごみ、資源の収集や、家屋の中から粗大ごみの運び出しを行っています。

また、ごみが出ていない場合には、声かけや高齢者部門等への連絡など、対象者の見守りも担っています。特に、夏場は熱中症対策の一環として安否確認を強化しています。



▲高齢者世帯の粗大ごみの運び出し



▲高齢者世帯のベッド移動の手伝い



### ●ふれあい連絡帳

ふれあい収集を利用している世帯を対象に、利用者とのふれあいをより深めるために、季節毎にふれあい連絡帳を配布しています。

ふれあい連絡帳の通信欄に、身近な困りごとやお手伝いしてほしいことなどを記入していただき、ごみの収集や分別方法の相談だけでなく、高所の電球・蛍光灯の交換や庭の草取りなど、短時間で完了できる軽作業も行っています。

### ●カラス対策

区では集積所でのごみの散乱を防ぐため、カラスネットの配布を行っています。折り畳み防鳥用ボックスは、交通の妨げにならない集積所を利用している方に、抽選で配布しています。

また、カラス対策に効果のある、杉並区推奨可燃ごみ収集袋「黄色いごみ袋」は、区役所内「コミュかるショップ」や区内の一部スーパーで販売しています。



▲カラスネット



▲折り畳み防鳥用ボックス



▲杉並区推奨可燃ごみ収集袋「黄色いごみ袋」

## 集団回収の支援

地域の住民と連携した集団回収は、町会・自治会、集合住宅の管理組合、学校PTA、近所の方々などが2世帯以上集まって、自主的に行う資源回収です。回収場所・日時・品目・回収業者を決めて、家庭から出る資源を持ち寄り、回収業者に引き渡します。区は回収量に応じて報奨金を支給し、活動を支援しています。

集団回収は持ち去り防止や良質な資源の回収に、大きな効果があります。また、地域の結びつきを強めるとともに、ごみ減量やリサイクルに対する意識の向上につながります。



【問い合わせ先】NPO法人 すぎなみ環境ネットワーク (P7参照)

### 【集めるもの】

- ①古紙
- ②リターナブルびん
- ③かん
- ④衣類



### ★区は支援しています！

- 登録団体には
- 報奨金 6円/kg (町会・自治会は7円/kg) を支給します
  - 年1回軍手や紙ひもなど、物品の支援をします

### ●地区回収団体

現在、集団回収団体として登録している町会・自治会(アパート・団地以外)で、地域に根ざした活動をしている団体を、地区回収団体として認定しています。地区回収団体は、資源持ち去り対策の一環として、地区内の集積所に出された資源を集めることができるとともに、資源持ち去りパトロールを実施しています。

## 資源の持ち去り対策

安定的な資源回収事業を実施していくため、資源の持ち去り行為に対し、氏名等の公表または20万円以下の罰金を科す改正条例「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を施行しました。現在、清掃関係部署の職員が、資源回収地域の早朝パトロールを実施しています。

また、資源の持ち去りを繰り返す悪質な違反者に対しては、区内の警察署と協力して、告発をしています。資源の持ち去り防止のため早朝回収の推進や集団回収との連携、区専用新聞回収袋の配布など、複合的な取り組みを進めています。

### 取り締まり実績 ※数値は延件(人)数。29年度は10月末現在の数値

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
警告書交付	0	0	1	0	2
禁止命令書交付	25	23	32	21	24
警察署への告発	3	1	3	3	1
氏名等公表	12	11	7	15	7



▲監視パトロール車  
▶「持ち去り厳禁」新聞回収袋



### 資源(古紙)を夜中に出すことはやめましょう

資源(古紙)を夜中に出すことは、交通の妨げや放火の原因となるばかりか、持ち去り業者の活動を助長することにもなります。持ち去り業者は深夜・早朝も活動しています。

## 清掃広報紙等の発行

- ごみパックン ..... 年6回発行
- ごみパックン中学生版 ..... 年1回発行
- 杉並区の清掃事業 ..... 隔年発行
- できることからはじめよう(小学生社会科副読本) ..... 年1回発行
- ごみ・資源の収集カレンダー ..... 年1回発行



## リサイクルひろば高井戸(環境活動推進センター)

### ●家具等のリサイクル・不用品情報コーナー

家庭で不用になった使用可能な家具や、衣料品等を無償で提供していただき、展示販売をしています。また、不用になった生活用品の交換情報を、下記のホームページ上で登録・提供しています。

【問い合わせ先】NPO法人 すぎなみ環境ネットワーク  
杉並区高井戸東3-7-4 環境活動推進センター内  
TEL 03-5941-8701 インターネット: <http://www.ecosuginet.jp/>

## 環境清掃審議会

環境の保全および廃棄物の適正な処理ならびに再利用の促進に関して、必要な事項を審議する区長の附属機関として設置され、区長からの諮問事項を調査・審議しています。委員は区民・区議会議員・学識経験者等により構成されています。

## 清掃協力事業

清掃事業を円滑に進めるためには、地域の皆様の協力は不可欠です。杉並清掃事務所では、平成20年5月に杉並清掃協力会から、杉並区町会連合会へ移行された清掃協力事業(清掃懇談会、清掃研修会、清掃施設見学会)について、杉並区町会連合会との委託契約により実施しています。

清掃懇談会では、町会・自治会に出向き、ごみ・資源の分別方法やごみに関する様々な相談を受けたり、指導・助言を行っています。

清掃研修会では、17地区の町会を対象に杉並区の清掃事業の紹介や、一定のテーマによる研修会を行っています。

また、リサイクル意識の向上と廃棄物処理技術の普及を図るために、清掃施設見学会を年1回実施しています。



▲地区町会清掃研修会



▲清掃施設の見学会

## 事業系ごみの排出の適正化

事業から排出されるごみ・資源は、事業者が自らの責任で処理することが法令によって定まっております、廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託することが原則です。

ただし、排出量の少ない事業者のごみ・資源に限り、区が有料で収集しています。区の収集を利用する事業者は、「事業系有料ごみ処理券」の貼付が必要です。

貼付について区では、継続的に広報紙、ホームページやリーフレットの配布、商店会への説明などの周知に努めるとともに、未貼付の事業者には、直接訪問による指導等を行っています。

事業系有料ごみ処理券		
小・10リットル	1セット10枚(1枚76円)	760円
中・20リットル	1セット10枚(1枚152円)	1,520円
大・45リットル	1セット10枚(1枚342円)	3,420円
特大・70リットル	1セット5枚(1枚532円)	2,660円



### ●事業系大規模建築物排出指導

延べ床面積1,000㎡以上の事業系建築物から排出される、事業系廃棄物の減量を進めるため、その所有者または管理者に対し、廃棄物管理責任者の選任とその届出および毎年度の再利用に関する計画書（再利用計画書）の提出を義務付けています。また、立入調査や廃棄物管理責任者講習会を実施しています。

## 新たな取り組み

### ●不燃ごみの資源化を全域に拡大

平成29年10月から、杉並区で収集された不燃ごみは、全て堀ノ内中継所に搬入し選別作業をしています。

この選別作業は資源化の促進、危険物の除去、水銀による環境汚染及び健康被害の防止の観点から「金属」「蛍光管」「危険物」「その他不燃ごみ」等に手選別したのち、適正処理施設へ搬入しています。

堀ノ内中継所の管理運営は、民間業者から用地を借り上げ、選別及び積み替え業務を委託して行っています。

## ●フードドライブの開始

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、福祉団体や施設などに寄付する活動のことです。ごみ減量の課題の一つでもある食品ロスの削減と、食品等の有効利用を目的として実施しています。



- お持ちいただきたい食品（例）  
インスタント・レトルト食品、缶詰  
乳児用食品（粉ミルク、離乳食）など
- ※お持ちいただきたい食品における賞味期限などの回収条件は、フードドライブ実施の都度周知いたします。



▶永福和泉地域区民センターまつりで提供いただいた商品(平成29年7月)

## ●「都市鉱山からつくる! みんなのメダルプロジェクト」に参加(東京2020組織委員会主催)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、不用になった小型家電に含まれる希少金属が活用されます。杉並区も使用済み小型家電(15品目)の回収で参加しています。



### 使用済み小型家電(15品目)



# 4 ごみと資源の流れ

**集積所での収集**  
約37,000か所

※粗大ごみについては、有料・事前申込制で所定の場所での収集します。

**可燃ごみ**  
生ごみ・リサイクルできない紙類・木・草・布類・ゴム・革靴・容器包装以外のプラスチックやビニール製品等

**不燃ごみ**  
金属・ガラス陶磁器等

**粗大ごみ(申込制(有料))**  
家具・電化製品などのうち最大辺が概ね30cm以上で220cm以内のもの

**資源**  
古紙(新聞・雑誌・書籍・段ボール等)  
びん(飲料用・化粧品のガラスびん)  
かん(飲料用アルミ・スチール缶)  
プラスチック製容器包装  
ペットボトル

**拠点回収**

**使用済み小型家電**  
(杉並区役所(ごみ減量対策課)、清掃事務所、清掃事務所方南支所、清掃事務所高円寺車庫、環境活動推進センター、柿木図書館)  
携帯電話、デジタルカメラ、携帯音楽プレーヤー、ドライヤー等15品目(ただし、上記の15品目でも最大辺が30cm以上のものは粗大ごみになります。)

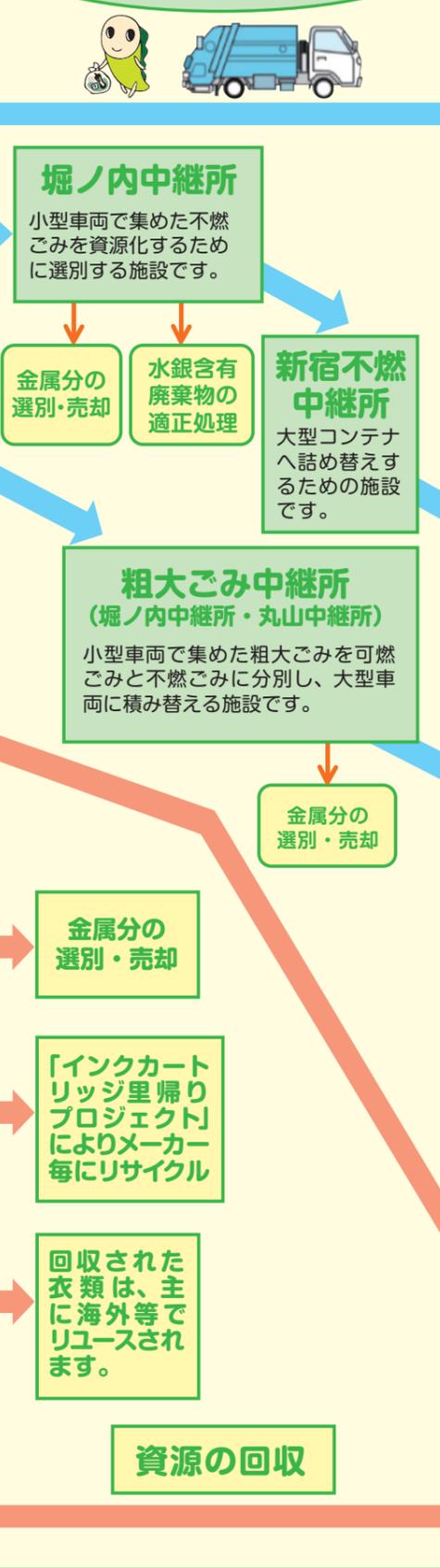
**使用済みインクカートリッジ**  
(杉並区役所(ごみ減量対策課)、清掃事務所、清掃事務所方南支所、清掃事務所高円寺車庫、環境活動推進センター、高円寺・成田以外の図書館11館)  
キヤノン、エプソン、デル、ヒューレット・パカード、ブラザーのメーカー5社に限定(上記以外のメーカーは可燃ごみになります。)

**衣類**  
(杉並区役所(中杉通り側)、地域区民センター〔井草・永福和泉・狹窪・高円寺・西荻〕、本天沼区民集会所、方南会館、宮前図書館、環境活動推進センター(リサイクルひろば高井戸))  
毎月第2土曜日の午前10時~正午まで(雨天中止)

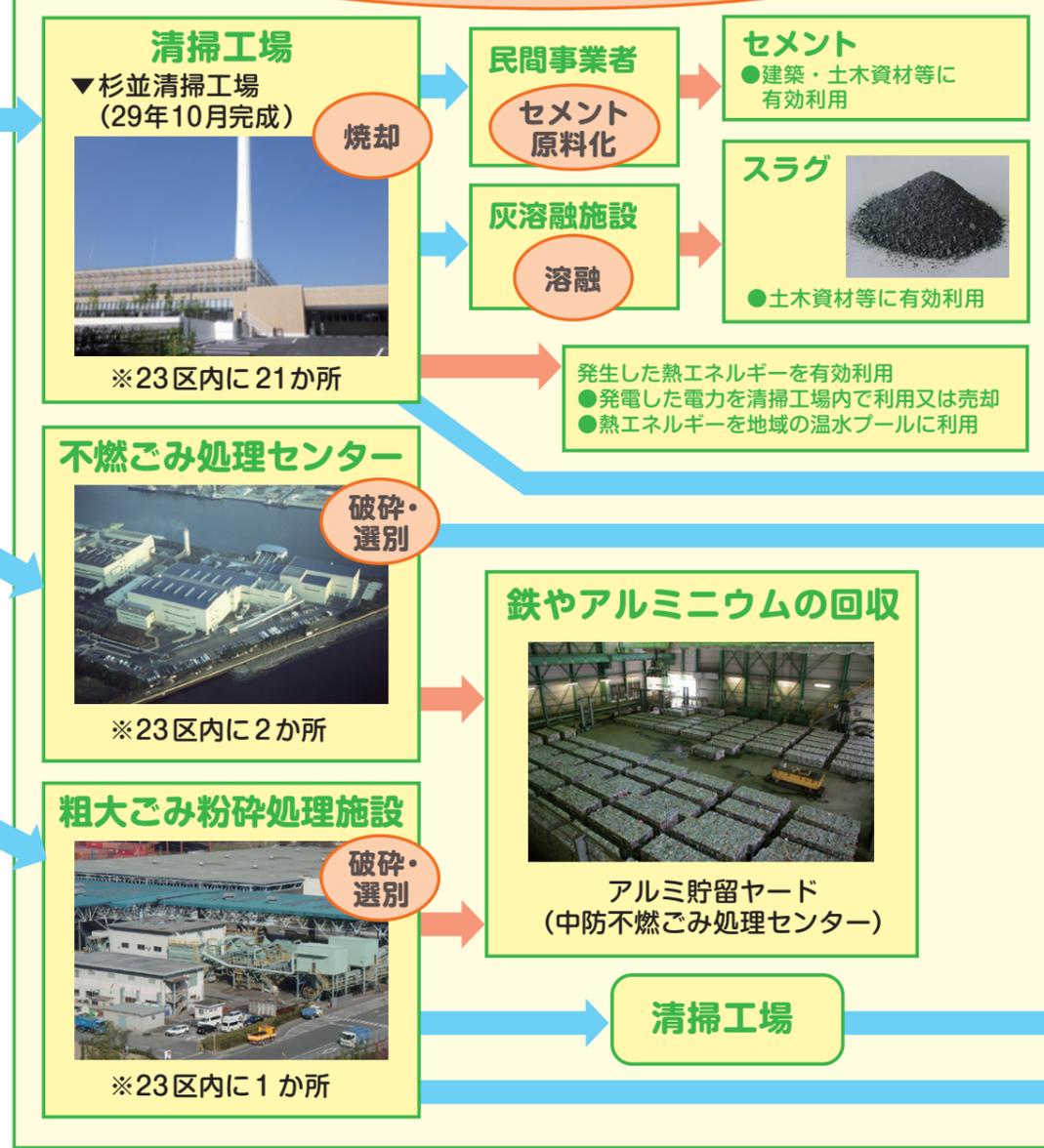
**集団回収**  
約470団体

**資源(古紙・びん・かん・衣類)**  
町会・自治会、集合住宅の管理組合、PTA等地域の団体が主体となって行う資源回収です。資源の回収量に応じて、登録団体へ報奨金6円/kg(町会・自治会は7円/kg)を支給します。

各区が「ごみの収集運搬」と「資源の回収」を行っています



「ごみの中間処理」は東京二十三区清掃一部事務組合が行っています

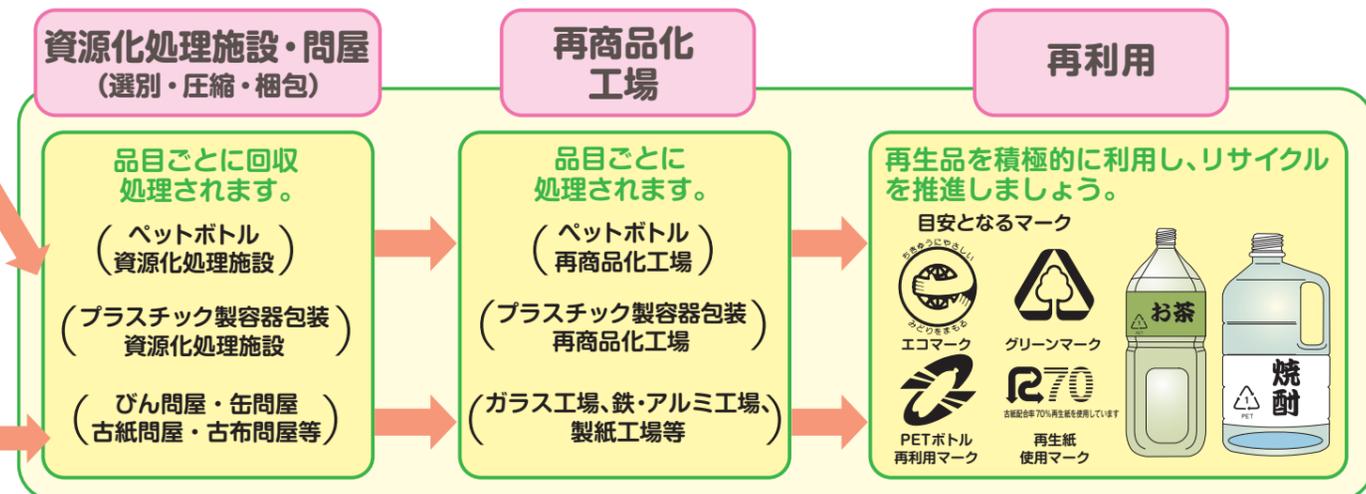


「ごみの最終処分」は東京都に委託しています



▲新海面処分場

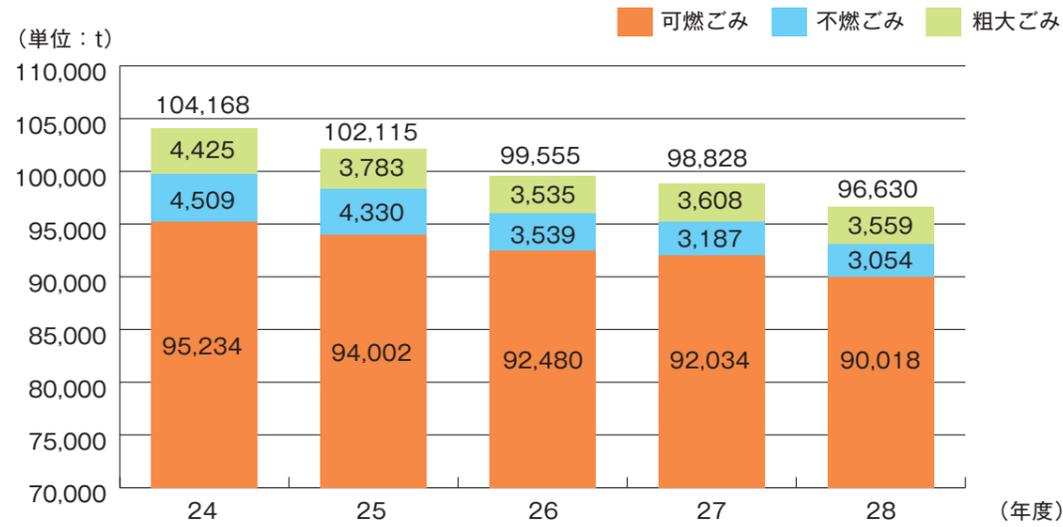
中央防波堤外側埋立処分場  
および新海面処分場



写真：東京二十三区清掃一部事務組合協力

# 5 ごみ・資源の量

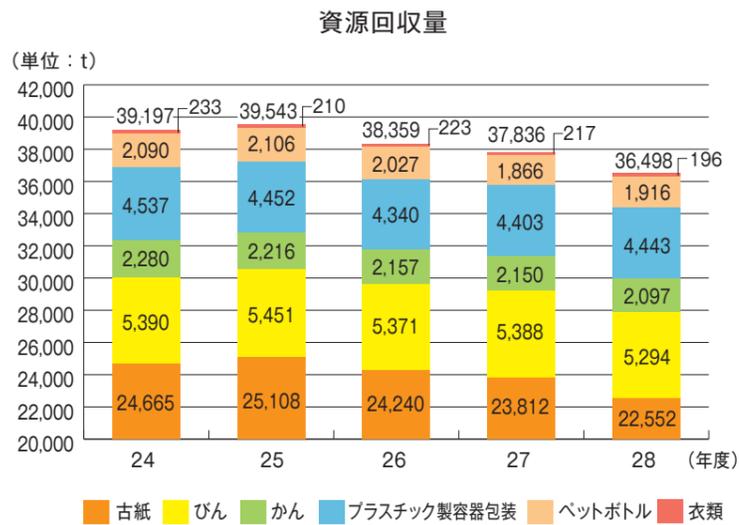
## ① ごみ収集量



※端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。

・区のごみ量は毎年着実に減少しています。ごみ収集量全体の約90%を可燃ごみが占めており、その中の割合では生ごみが約40%で最も多く、次いで紙類が約15%となっています。

## ② 資源回収量 (行政回収・集団回収・拠点回収)

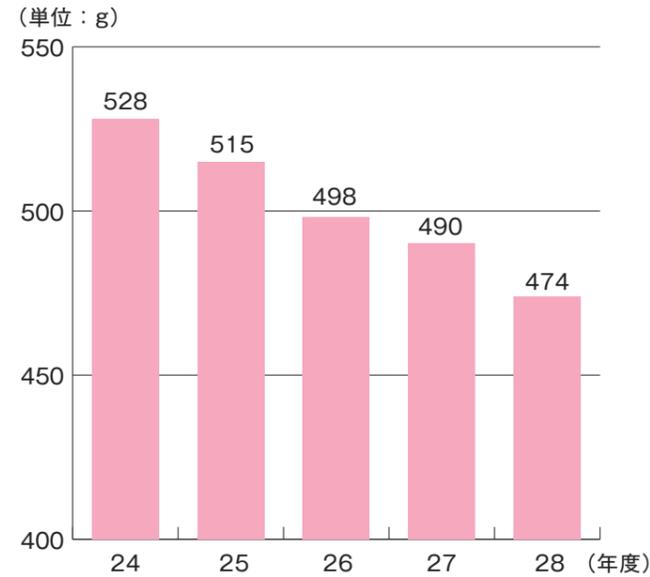


※端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合があります。

粗大ごみからの金属回収ならびに小型家電の拠点回収を平成25年度より開始しています。

また、平成26年4月より一部地域を対象とした不燃ごみの再資源化事業を開始しました。平成29年10月より区内全域に拡大し、さらなる減量、資源化に取り組んでいます。

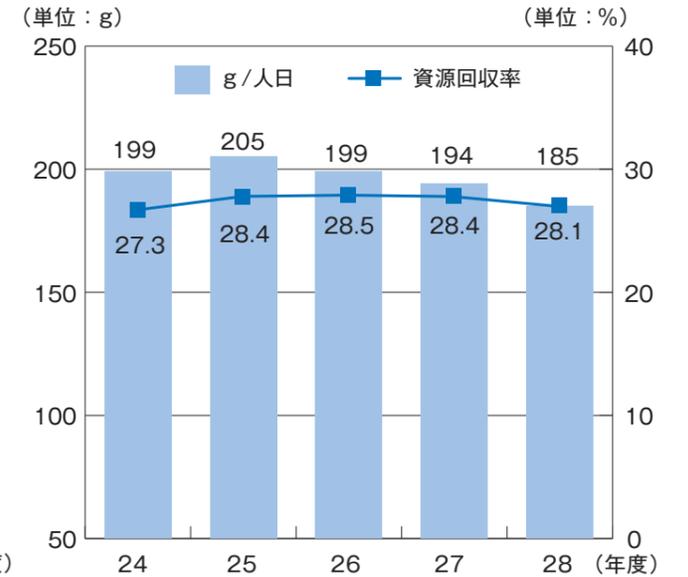
## ③ 区民一人1日当たりのごみ量



区民一人1日当たりのごみ量は年々微減し、23区の中で最少となっています。

区民一人1日当たりの資源量は、年々微減しています。

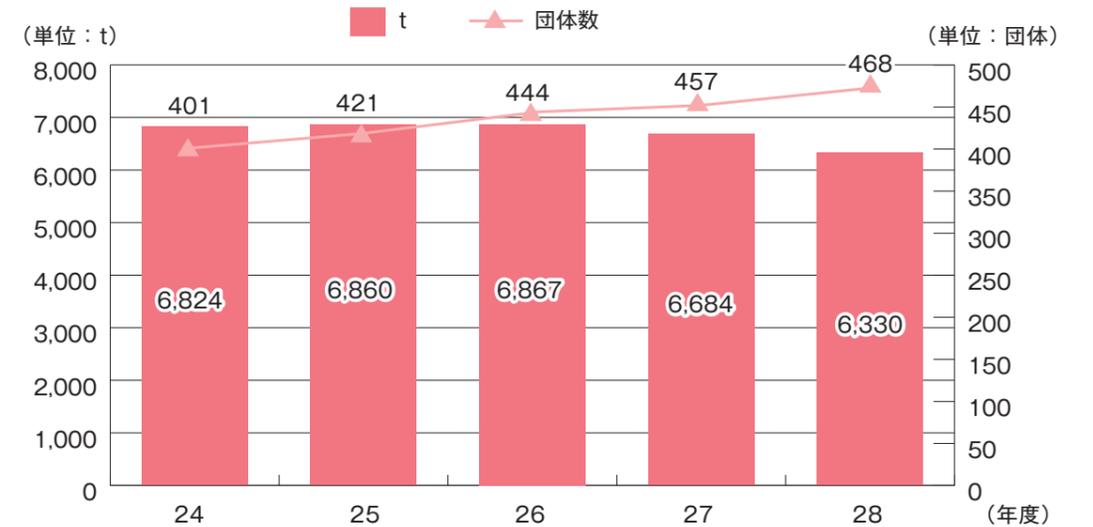
## ④ 区民一人1日当たりの資源量・資源回収率



※一人1日当たりごみ量=年間ごみ量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)÷人口÷365日で算出。

※資源回収率=資源回収量÷(区ごみ収集量+資源回収量)で算出。

## ⑤ 集団回収量・集団回収団体数



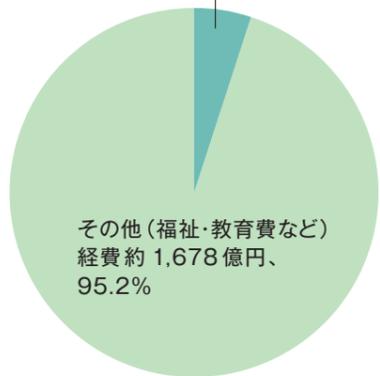
集団回収とは、区民による自主的な資源回収です(詳しくはP6参照)。

集団回収団体は、24年度401団体から、28年度468団体に増加しました。区では、集団回収を通じて良質な資源の回収を安定的に進めるため、制度の周知に努めています。

# 6 ごみ・資源の処理にかかる経費

## 一般会計に占める割合

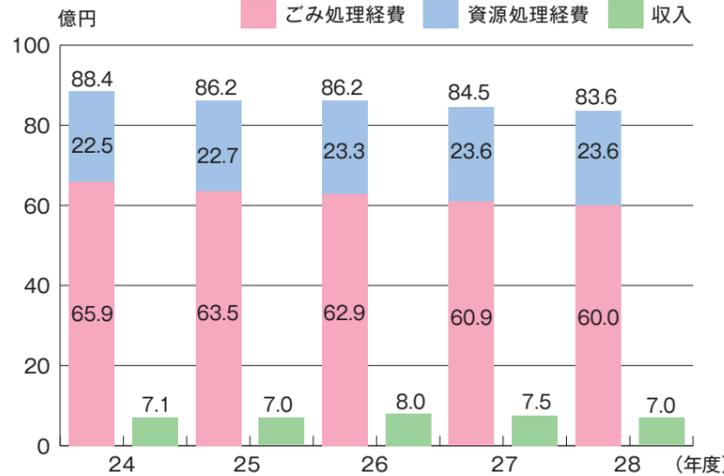
区全体  
約 1,762 億円のうち  
ごみ処理の経費  
約 84 億円、4.8%



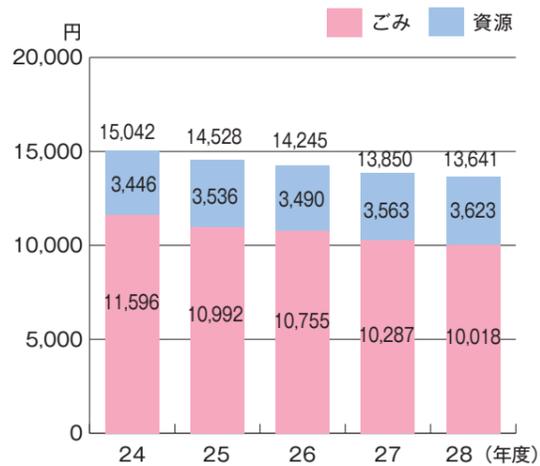
28 年度

- 収入 粗大ごみ・事業系ごみ処理手数料、回収した資源（古紙・びん・かん・ペットボトル・有用金属類）の売払金などです。
- 経費 ・ごみ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集・運搬・選別にかかる経費です。  
・資源 古紙、びん、かん、プラスチック製容器包装、ペットボトルの回収・運搬、選別保管にかかる経費です。なお、プラスチック製容器包装の再商品化に必要な経費の一部は、区も負担しています。

## 収入と経費の比較

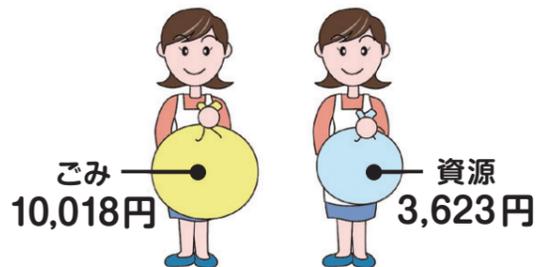


## ごみ・資源の処理にかかる経費 (年間区民一人当たり)



平成28年度 区民1人当たりの費用

**13,641円** (昨年度と比べ209円減)

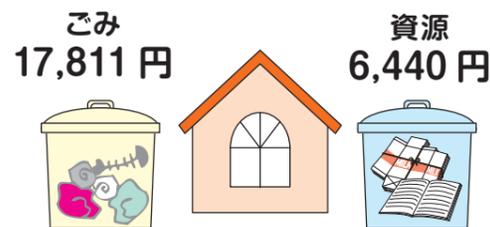


## ごみ・資源の処理にかかる経費 (年間一世帯当たり)



1 世帯当たりの費用

**24,251円** (昨年度と比べ455円減)



# 7 杉並区の清掃事業の歴史

年	月	杉並区の動き	月	国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合の動き
2000年 (平成12年)	2月 4月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」策定 ・清掃事業が都から23区へ移管	4月 5月 6月	・「容器包装リサイクル法」完全施行 ・「建設リサイクル法」制定 ・「循環型社会形成推進基本法」制定
2001年 (平成13年)			4月 5月	・「家電リサイクル法」施行(エアコン・冷蔵庫・ブラウン管テレビ・洗濯機が対象品目) ・「食品リサイクル法」完全施行
2002年 (平成14年)	4月 11月	・杉並区粗大ごみ受付センター開始 ・環境学習用スケルトン清掃車「ごみぱっくん号」運行開始	5月	・「建設リサイクル法」完全施行
2003年 (平成15年)	3月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定	3月	・「第一次循環型社会形成基本計画」策定
2004年 (平成16年)	3月 7月 11月	・プラスチック製容器包装分別収集モデル事業の実施 ・新潟県三条市・小千谷市災害派遣 ・ペットボトル集積所回収モデル事業開始	4月	・「家電リサイクル法」改正(冷蔵庫を対象品目に追加)
2005年 (平成17年)	9月	・カラス対策「黄色いごみ袋」を杉並区推奨可燃ごみ収集袋第1号として認定	1月	・「自動車リサイクル法」本格施行
2006年 (平成18年)	2月 10月	・粗大ごみ日曜収集・区民持込制度開始 ・雑がみの分別回収を区内全域で実施	4月	・清掃事業が区へ完全に移管される
2007年 (平成19年)	9月	・新潟県柏崎市清掃災害派遣		
2008年 (平成20年)	3月 4月	・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・廃プラスチックのサーマルリサイクルを区内全域で実施 ・プラスチック製容器包装・ペットボトルの集積所回収を区内全域で実施 ・不燃ごみを毎週から隔週収集に変更	3月 6月	・「第二次循環型社会形成推進基本計画」策定 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改正
2009年 (平成21年)	1月 3月 4月	・不燃ごみを隔週から月2回収集に変更 ・杉並中継所操業終了 ・不燃ごみのうち、スプレー缶・カセットボンベ・ライターの分別収集開始	4月	・「家電リサイクル法」改正(対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加)
2010年 (平成22年)			2月	・東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画」策定
2011年 (平成23年)	1月 5月	・化粧品びんを資源の「びん」として回収開始 ・仙台市清掃災害派遣(東日本大震災)	6月	・「東京都廃棄物処理計画」策定
2012年 (平成24年)	1月 4月	・杉並清掃工場建替え工場の開始につき搬入停止(~平成29年) ・水銀体温計・血圧計の拠点回収開始 ・インクカートリッジの拠点回収開始		
2013年 (平成25年)	4月 7月 10月	・粗大ごみから金属分等有価物回収及び資源化 ・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・小型家電15品目の拠点回収開始	4月	・「小型家電リサイクル法」施行
2014年 (平成26年)	2月 4月	・環境基本計画の策定 ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化を一部地域で開始 ・蛍光管の適正処理及び資源化		
2015年 (平成27年)			3月	・ペットボトルの店頭回収を廃止し、集積所での回収に移行
2016年 (平成28年)	7月	・分別達人への道 ~ごみへるへるプロジェクト~の実施	3月	・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」策定
2017年 (平成29年)	3月 4月 10月	・フードドライブ取り組みの開始 ・「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加(東京2020組織委員会主催) ・杉並清掃工場への搬入開始 ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化を区内全域に拡大	10月	・杉並清掃工場稼働

# 8 杉並清掃工場 (東京二十三区清掃一部事務組合 管理運営)

## 平成29年10月 新しい杉並清掃工場が完成しました

### 施設概要



- 敷地面積 約36,000㎡
- ・ 建築
    - ①工場棟 地上5階 地下3階  
高さ約28m
    - ②煙突 高さ約160m
  - ・ プラント
    - ①焼却炉  
型式：全連続燃焼式火格子焼却炉  
(廃熱ボイラ付)  
処理能力：600トン/日  
(300トン/日・炉×2基)
    - ②発電設備  
蒸気タービン発電機  
定格出力：24,200 kW

### 清掃工場の役割

清掃工場では、収集した可燃ごみを安全かつ安定的に効率よく焼却処理します。ごみを焼却することで、ばい菌や害虫、においの発生などを防ぎ、衛生的な環境を保つことができます。一方、焼却の過程では、排ガスや排水中に大気汚染や水質汚濁の原因となる物質も生成されますが、こうした有害物質を最新の公害防止設備で除去・削減し、環境負荷を確実に軽減します。

ごみは焼却により容積が約20分の1に減容化され、埋立処分量の削減にもつながります。さらに東京二十三区清掃一部事務組合では、焼却灰をセメントの原料として資源化することで、埋立処分量の削減に取り組んでいます。

また、杉並清掃工場ではごみの焼却により発生する熱エネルギーを、より効率的に回収する高効率発電設備を導入し、発電出力の増加(旧工場の約4倍)を図るとともに、LED照明・インバータ化等による消費電力の低減などの省エネルギー化に努め、地球温暖化防止にも寄与しています。

### 新操業協定について

杉並清掃工場は、運営主体である東京二十三区清掃一部事務組合と杉並区及び住民代表とで締結された操業協定に沿って運営されています。工場建替えに伴い操業協定の見直しが行われました。新操業協定は、和解条項(昭和49年)の精神を尊重し、安全で安定した工場の操業により公害の発生を防止して、地域環境の保全を図ることを目的とし、特別区の共同処理による安定的なごみの焼却体制を確保するよう努めるとともに、次のことを遵守するとしています。

- (1) 工場のごみ焼却能力は、日量600トン(300トン炉2基)とする
- (2) 焼却対象ごみは、原則として杉並区から発生するごみを中心とし、一部周辺区から搬入する

### 新しい杉並清掃工場の特色

杉並清掃工場は「地域にとけ込み、信頼される清掃工場」を目指します。

#### 安全・安心の清掃工場

##### ●環境汚染対策

最新の公害防止設備で対策を徹底しています。大気汚染防止については、旧工場の「協定値」よりも更に厳しい値を自己規制値として遵守します。工場の操業状況や環境調査結果などは、地域の皆さんに運営協議会でお知らせするとともに、東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ等で公開します。

#### 環境にやさしい清掃工場

##### ●緑化の推進

建物の壁面・屋上に緑化を行い、高井戸の景観にとけ込むようにするとともに、地面・建物への蓄熱の抑制等、ヒートアイランド対策を進めています。

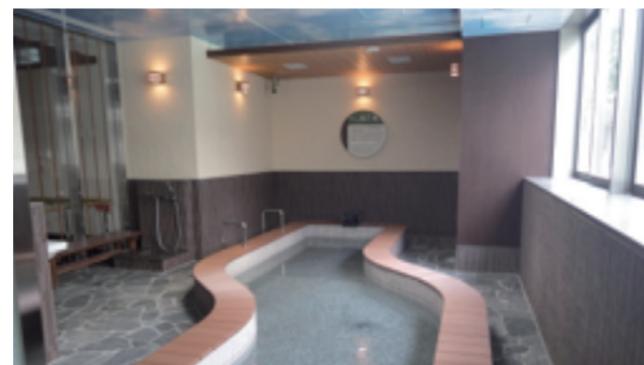
##### ●エネルギーの活用

ごみ焼却の熱を有効利用して国内トップクラスの高効率発電を行います。一部の熱は高井戸市民センターの温水プールに供給します。

また、屋上には太陽光発電パネルを設置し自然光を積極的に利用するとともに、地中熱を利用した空調設備を導入し、自然エネルギーの活用を図ります。

##### ●環境学習施設「高井戸の里 あし湯」

ごみ焼却で回収した熱エネルギーを直接肌で感じることができます。



#### 開かれた清掃工場

工場内設備の見学については、事前申込制です。以下の3施設は、自由にご利用できます。

##### ●ウォーキングロード

四季折々の草花が楽しめます。花壇には高井戸中学校から株分けされた「アンネのバラ」があり、地域のボランティアの皆さんと手入れをしています。

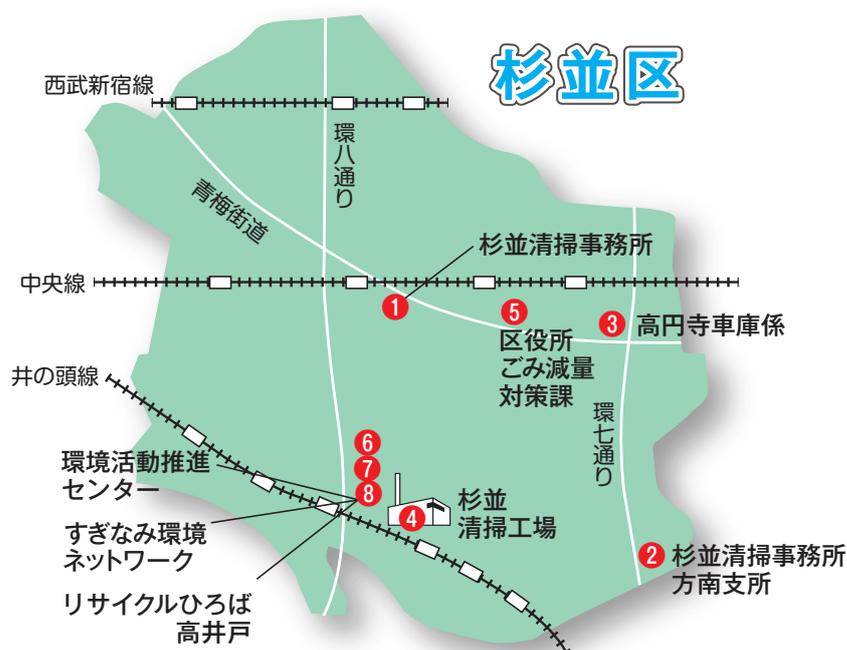


##### ●資料室「東京ごみ戦争歴史みらい館」

旧工場が建設されるまで、また建替えの経緯などを学ぶことができます。



## 区内の清掃・リサイクル施設



内容	施設名称	連絡先
収集全般に関すること 集積所に関すること	① 杉並清掃事務所	成田東 5-15-20 TEL 03-3392-7281
	② 杉並清掃事務所方南支所	方南 1-3-4 TEL 03-3323-4571
清掃車に関すること	③ 高円寺車庫係	高円寺南 2-36-31 TEL 03-3317-6771
可燃ごみの焼却施設	④ 杉並清掃工場	高井戸東 3-7-6 TEL 03-3334-5301
その他清掃・リサイクルに関すること	⑤ 区役所ごみ減量対策課	阿佐谷南 1-15-1 TEL 03-3312-2111 (代表)
環境・リサイクルに関する資料の 閲覧や貸出・講習会に関すること	⑥ 環境活動推進センター	高井戸東 3-7-4 TEL 03-5336-7352
区民のリサイクル活動に関すること	⑦ NPO 法人 すぎなみ環境ネットワーク	高井戸東 3-7-4 環境活動推進センター内 TEL 03-5941-8701
リサイクル品販売に関すること	⑧ リサイクルひろば高井戸	高井戸東 3-7-4 環境活動推進センター 1・2 階 TEL 03-3331-4360
粗大ごみの収集受付業務	粗大ごみ受付センター	年末年始(12/29~1/3)を除く。 ●インターネット(24時間受付) http://sodai.tokyokankyo.or.jp/ ●TEL 03-5296-5300 受付時間 毎日午前 8 時~午後 7 時 ●FAX 03-5296-7001 (24時間受付)

「杉並区の清掃事業」は、杉並区役所のホームページにも掲載しています。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

**杉並区の清掃事業** 平成29年度版 平成29年11月発行(隔年発行) 登録印刷物番号 29-0050

編集・発行 杉並区環境部ごみ減量対策課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 電話 03-3312-2111(代表)